

高知健康科学大学における公的研究費の使用に係る行動規範

（目的）

第 1 条 この規範は、大学における公的研究費の適正な使用を促進し、不正使用を防止するために、研究者等が遵守すべき基本的な行動基準を定めることを目的とする。また、公的研究費の使用に関する透明性、信頼性を確保し、大学の社会的責任を果たすことを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 本規範は、大学に所属する全ての研究者、教職員、及び公的研究費の使用に関わる者に適用される。また、外部機関からの共同研究者や受託研究者にも同様に適用される。

（使用の適正性）

第 3 条 使用の適正性について次の各号のとおりとする。

（1）目的に基づく使用

研究者等は、公的研究費を申請時に承認された目的に基づいて使用しなければならない。研究費の使用は、計画された研究活動の遂行に直結しなければならない。計画外や目的外の使用は一切認められない。

（2）個人的な利益の禁止

公的研究費は、個人的な利益を図るために使用されてはならない。例えば、私的な物品の購入や個人旅行費の捻出など、研究活動に関係のない目的での使用は禁止されている。

（3）効率的な使用

公的研究費は、大学の研究活動の発展に資するよう、効率的かつ合理的に使用されるべきである。無駄な支出や過剰な支出を行わないことが求められる。

（費用の管理と報告）

第 4 条 費用の管理と報告について次の各号のとおりとする。

（1）適切な記録の維持

研究者等は、公的研究費の使用に関するすべての支出を詳細に記録し、必要な領収書や証憑を保存しなければならない。支出の内容が明確であり、監査が容易に行える状態を常に保つことが義務付けられる。

（2）定期的な報告

公的研究費の使用状況は、定期的に大学の事務部門や研究管理部門へ報告されなければならない。報告には、使用した金額、使用目的、支出の妥当性が含まれ、必要に応じて詳細な説明が求められる場合がある。

(3) 透明性の確保

研究者等は、公的研究費の使用に関して透明性を確保しなければならない。研究費の使用が不適切と見なされる恐れがある場合、速やかに大学に報告し、必要な是正措置を講じることが求められる。

(適正な執行管理)

第5条 部門の管理責任者及び担当責任者は、定期的に予算執行状況を把握し、研究計画の遂行状況を確認し、必要な措置を講じなければならない。

2 公的研究費等に係る契約事務、物品購入事務、旅費事務等の経理に関する取扱いは、当該公的研究費等を管轄する本学関係諸規定の定めによるものとする。

3 部門の管理責任者及び担当責任者は、納品検収等の研究費管理体制を整備しなければならない。

4 公的研究費等に係る取引を行う全ての業者に対して、本規程、調達に関する基本方針及び発注・納品・検収に係るルール等を周知しなければならない。

5 前項の業者又はそれを代表する者は、調達に関する基本方針及びルール等を遵守することを約するため、公的研究費の取引にあたっての誓約書（別紙様式第1号）を最高管理責任者に提出する。

(監査と検証)

第6条 監査と検証について次の各号のとおりとする。

(1) 定期的な監査

大学は、公的研究費の使用状況について定期的に監査を実施する。監査は、支出が適切に行われているか、規定に基づいた管理がなされているかを確認するために行われる。監査結果は大学の監査委員会や公的機関に報告され、不正使用が確認された場合には迅速に対応が行われる。

(2) 不正使用の早期発見

研究者等が公的研究費を不正に使用した兆候がある場合、大学は直ちに調査を開始し、必要な措置を講じる。不正の可能性が確認された場合は、適切な処分を行い、場合によっては公的機関への報告も含まれる。

(3) 内部通報制度

研究者等は、公的研究費の不正使用に関する疑義を抱いた場合、大学の内部通報制度を活用し、速やかに報告することが奨励される。内部通報者の身元は厳重に保護され、報告による不利益な取扱いが発生しないよう大学が責任を持って対応する。

(研修と啓発活動)

第7条 研修と啓発活動について次の各号のとおりとする。

(1) 研究費使用に関する研修の義務

研究者等は、公的研究費の適正な使用に関する研修を定期的に受講し、知識の更新を図ることが義務付けられる。研修内容には、研究費の適正使用、会計管理、監査手続きに関する事項が含まれ、研究費の不正使用を未然に防ぐための知識を深めることが目的である。

(2) 啓発活動の推進

大学は、研究者等に対して公的研究費の適正使用を促進するため、定期的に啓発活動を行い、不正使用の防止に向けた意識向上を図る。

(処分と再発防止)

第8条 処分と再発防止について次の各号のとおりとする。

(1) 不正使用に対する処分

公的研究費の不正使用が確認された場合、大学は、該当者に対して厳正な処分を行う。処分内容は、不正の程度に応じて、研究活動の一時停止、資金の返還、解雇などが含まれる。

(2) 再発防止策の実施

大学は、不正使用が発生した場合、その原因を分析し、再発防止策を講じる。再発防止策には、研修内容の見直し、監査体制の強化、内部通報制度の拡充などが含まれる。

(規範の見直し)

第9条 大学は、社会的状況や法令の変化に対応し、公的研究費の使用に係る行動規範を定期的に見直し、必要に応じて改訂を行う。これにより、研究活動における透明性と公正性を維持し続けることが目指される。

附 則

1 この規程は、令和6年11月15日から施行する。

公的研究費等の取引に関する誓約書

最高管理責任者 殿

当社は、高知健康科学大学との公的研究費等による物品等の納入について以下のとおり誓約します。

記

1. 高知健康科学大学の科学研究費等の公的研究費による研究活動の不正行為防止のための取組みの趣旨を理解し、規程等を遵守し、不正に関与しません。
2. 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。
2. 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議ありません。
4. 高知健康科学大学の教職員等から不正な行為の依頼等があった場合には通報します。

日付（記入日）：令和 年 月 日

所在地 _____

社 名 _____

代表者 _____ ⑩